

# 防衛大人権侵害裁判を支援する会 支援する会ニュース 第12号 2018.11.16

発行 防衛大人権侵害裁判を支援する会

〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50エルビービル6階 福岡平和フォーラム内

TEL 092-633-3745 FAX 092-633-3310

Mail peace@fukuoka-forum.jp

## 第15回口頭弁論/被告・個人の証人尋問

第15回口頭弁論は10月19日(金)午前10時より福岡地裁101号大法廷で開かれました。傍聴者は55人の参加でした。被告・個人の裁判は準備書面の陳述と最後の証拠調べで終了しました。

判決は、2019年2月5日(火)13時10分より福岡地裁101号法廷で行われます。私たちは原告の心からの叫び、訴えを認め個人と国の責任を明らかにする「判決」になることを確信します。

### 判決(被告・個人)

- ・日時—2019年2月5日(火)13時10分
- ・法廷—福岡地裁101号法廷

※詳細は別途お知らせします。

## 第16回口頭弁論/防衛大教官(国)の証人尋問

第16回口頭弁論は10月25日(木)午前10時より福岡地裁101号大法廷で開かれました。被告・個人の裁判は国と分離して終了しましたが、引き続き防大教官の尋問がはじまりました。

傍聴者は午前55人、午後56人の参加でした。終了後、「六本松キリスト福音協会」で報告会を兼ねて第3回総会が開催されました。

### ■報告会・第3回総会

進行は支援する会の末永節子さんの司会で進められました。最初に、石村善治代表の挨拶を受けた後、それぞれ弁護士から証人尋問の報告、つづいて事務局長の前海満広より第3回総会議案提起を受け、全体論議へと移りました。会場から原告母親からの訴えを含め4名の方より、活動報告、問題提起がありました。貴重なご意見ありがとうございました。

今日は沢山の方に来ていただきありがとうございました。

この迫力の中で今日証人の教官の人たち、国の代理人である法務省の人たちが、ちょっとびびっておられる。何が出るかびくびくしている状況でした。

### 赤松秀岳 弁護士

今日は時間が限られていますので、今日の尋問についてそれぞれ担当の弁護士から報告していきたいと思えます。

私はK教官という原告(2年生のときの教官)の尋問を担当してきました。今日の私の狙いは個々の学生たち



の加害行為を予測出来なかった、だから防止できなかった。だから責任はない、このような国の主張をどうこちらの方で反論していくかということです。単に普通に業務をやって、学生の行為を予測できない、ある意味当たり前のことを国は言っているだけだったと思います。「学生間指導」というシステムを導入している以上は、何が学生間で行われているかということを教官が防衛大の中で積極的に情報を集めて、一人の人に集中的にいじめが集中したりしないように…そういう任務があるんだということを、この点を重点に明らかにしたかったのです。学生間指導のコントロールというのがキーワードです。

最後に、裁判官の質問の中でこのキーワードが2回でてきたので、一定の成果はあったと思っています。今後ともご支援よろしくお願ひ致します。

## 佐藤博文 弁護士



皆さん、昨日札幌から入りました。朝トップバッターで尋問しました。

G教官（一年生の時の教官）を担当しました。部屋でファイヤーという粗相ポイントの罰ゲームをやっている、そこに巡回でやって来て中に入って原告の顔までぞき込んでいるのに、事前の陳述書などではまったく覚えていないと言い、もし仮にそういうことがあったら、暴力は絶対反対だから問い質して処分したはずだ

と言っていた人です。

「学生間指導」の名目で、学生舎のなかで、部屋での後片付けやしつけについて粗相ポイントという形で上級生がチェックをしてポイント化し、それを罰ゲームにして身体で覚えさせる、こういうことが防衛大で普通に行われていました。

実は、これは実際に現場に出た自衛隊もそうなんです。寮にみんな入らせられて、24時間即応体制と言うことで勤務します。ですから一般の働いている若者や学生と違って、アフターファイブとかいう概念がありません。24時間、いざとなれば命令で集合して、任務を遂行していかなければならない。そのような中で、様々なストレスや衝突、いじめなどが生まれる訳です。

今日は、午後の2人もそうですけれども、この粗相ポイント制について教官が知らないと言ってくることは想定はしていたんですけれども、粗相ポイント制が防衛大生の中にあるんだということ自体を全否定してくるとは思いませんでした。

私はファイヤーを知らなかった。陳述書によれば、昔先輩からそんなことは聞いたことがあったとか、宴会場であったとか、そういう程度の話だと言うのです。粗相ポイント制を認めてしまうと、当然その内容についてどこまで認識していたのか、どこまでは度を越えたもので駄目なのか、どこまでは越えていないのか、というふうな議論が発展していきますから、そこに行かないようにしたのだと思います。そこで頑張るんだということで、3人意志統一して、あるいは指導を受けて、今日の法廷に臨んでいたというのが私の印象です。これはあまりにも客観証拠との矛盾が明らかです。

これから11月、来年1月と、教官の尋問が続いていきます。今日は1回目ですから、これを踏まえて、さらに鋭く追求していくこととなります。その後に、原告本人、それからお母さんの証人申請もして証言してもらいます。教官との対話はお母さんがしていますので…。

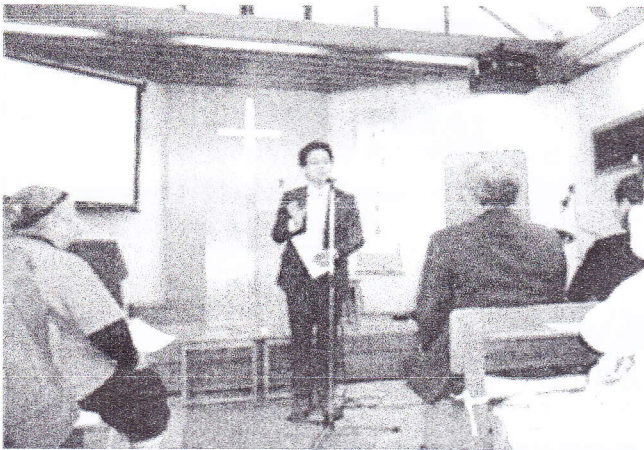
そういう形で今日の彼ら3人の教官証言の矛盾をこれから積み重ねるように暴露して行くこととなります。今後ともよろしくお願ひします。

## ○第18回口頭弁論（防大教官の尋問）

- 1, 日時—2019年1月17日(木)13時10分～
- 2, 法廷—福岡地裁101号
- 3, 内容—防大教官2名の尋問

多数の傍聴をお願いします。

## 井下 顕 弁護士



皆さんお疲れ様です。本日最後尋問のT教官を担当しました井下です。

T教官はK、Uの指導担当教官ですが、このT教官を攻略するポイントとして考えたのは2つです。

1つは、加害性の認識の欠如、それから加害性擁護の志向です。例えば、いじめ事件とかニュースで見聞きされる際に注意していただきたいのですが、問題の事案というのは大体、加害性の認識が欠如しています。それから加害性を擁護しようと一定の志向が見られます。

加害性の認識が欠如しているから、事実確認をしようとする。事実を究明しないことで加害性の現実から目を背ける。加害性を擁護しようとする意思が働くのは、端的に言って面倒くさいからです。まず加害性を認識して当該問題にきちんと対処しようとするれば、大変なエネルギーが必要となりますが、事なかれ主義に陥る結果、加害性を擁護しようとします。この2つの問題で本件を見ていったとき、別のM教官の供述調書ですが、調査官から非常に厳しい指摘を受けているのです。これはT教官の認識をたす上で絶好の材料になりました。

尋問の最後の方で、私がT教官に学生間指導の問題について尋ねましたが、T教官は良く分かっていなかったのです。防衛大では以前一時期、学生間指導を禁止した時期があるんですね。これは尋問前に資料を読み込む中で分かったのですが、ゆとり世代と言われる世

代が防衛大に入ってくる中で、おそらく2005年（平成17年）以降、学生間指導が禁止されたんです。ゆとり世代だからというのはあまり意味がないと思いますが、いずれにしても一時期、防衛大でも学生間指導は問題があると認識していたのです。なぜ、学生間指導を禁止するのか？よくよく考えて見ますと、指導する側と指導される側はある一時点で、そこには強者と弱者が必ず生まれます。そうするとそこにハラスメントが起こりうる可能性が出てきます。この点は、民間の会社を例にとっても、業務命令の指揮系統が一本なら良いですが、社員同士が指揮命令できるなんてことになると、もはや收拾がつかなくなり無秩序状態になります。学生間指導は、だれが指導して指導されるのか、もうぐちゃぐちゃでよく分からない状態。だから教官も打つすべがない。暴力禁止と言ったって、暴力が日常的な問題の解決手段になっているわけですから止めようがない。T教官は「指導の範疇にない暴力」という言い方をしました。逆に言うと、暴力の中でも「指導の範疇にある暴力」があるといってしまうわけです。

最後に、弁護団の佐藤先生に情報公開で取って頂いた情報に、「防衛大学校学生間指導のあり方について」というのがあります。これは学生隊長が学生間指導が問題になった後、2014年（平成26年）に意見を出してきたわけです。学生隊長は何と言っているか、これが恐ろしいのです。「自分たちに罰則の権限を与えろ」と言っている、「振り分けてどんどん落とせ」と言っている。学生時代に、「体育会系のクラブなどに入っていなかった」「生徒会に入っていなかった」という人は防衛大の生活に馴染まない、ついていけない。そういう人は最初から落としてしまえというエリート意識です。

自分たちは幹部自衛官で、この国を守るスーパーエリートなんだ。だから何をしても許される、この発想というのは、「2・26事件」とか、つい先日の民主党の国会議員に対する「国賊」などと言った、これらと根っこは一緒だと思います。こうした現在の防衛大の雰囲気や恐ろしさを裁判長がどこまで分かってくれるのか、今後強調していった良いのではないかと思います。

### ◆財政支援カンパ

\*郵便振替 一口1,000円(何口でも可)  
名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会  
口座/01750-5-145369

### \*労働金庫

名称/防衛大人権侵害裁判を支援する会  
事務局長 前海満広  
口座/九州労働金庫福岡県庁前支店  
6725504

## 防衛大人権侵害裁判を支援する会第3回総会

### 【I】司会挨拶

### 【II】支援する会代表挨拶

### 【III】弁護団代表挨拶

### 【IV】議案提起

#### 一、活動報告

(1) 裁判・報告会

(2) ニュースの発行

(3) 号外の発効 2018年2月7日・9月28日・10月22日

(4) リーフレットの作成 2017年12月

#### 二、財政報告

(1) 会計年度 2017年9月1日～2018年8月31日

(2) 収支決算

①収入の部 577,523円

A. 前年度繰り越し金 204,476円……………A)

B. 報告会カンパ 138,127円……………B)

C. 九州ブロック九州各県 89,000円……………C)

D. 郵便振り込み 145,920円……………D)

計 577,523円

②支出 305,870円

③収支決算 ①-②=577,523円-305,870円=271,653円(収支剰余金)

(3) 次年度繰越金 271,653円

#### 三、これからの支援活動

①「自衛官の命を守る親(家族)の会」(「親の会」)への連帯、支援を行う。

②弁護団と密に連携していく。

③裁判傍聴を呼びかける。

④「支援する会ニュース」を発行する。

⑤裁判の意義を深め広めるために「学習会」を行う。

#### 四、財政活動

(1) 2019年度財政方針

①会計年度 2018年9月1日～2019年8月31日

②収入 571,653円

\*次年度繰り越し金 271,653円

\*カンパ・支援金目標 300,000円

計571,653円

③10万円の支援を行います。

④カンパ活動

(2) 郵便振替・労金口座

#### 五、連絡先

\*福岡平和フォーラムに事務所を置く

### 【V】意見交換

### 【VI】閉会挨拶

facebook

「情報を共有」フェイスブックにアップ!  
「防衛大人権侵害裁判を支援する会」で検索